

2019年10月1日から

幼児教育・保育 の無償化 スタート!



幼稚園、認定こども園、保育所等を利用するお子さん



○3歳以上の全てのお子さんの保育料が無償になります。

- ・保育所は満3歳になった後の4月1日から対象となります。
(注) 行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- ・保育料は無償化されますが、給食費については主食費と副食費をまとめて保育所等にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

○3歳未満のお子さんについては、これまでどおり保育料を納めていただきます。ただし、市町村民税非課税世帯のお子さんは保育料が無償になります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません

3歳未満の保育料軽減制度

市町村民税課税世帯の3歳未満のお子さんの保育料については、現行制度を継続します。

◎同時入所軽減

同一世帯で2人以上のお子さんが保育所等に同時に入所している場合、2人目は保育料半額、3人目以降は無償

◎第1子・2子軽減 島根県制度

出生順位で第1子・2子の保育料の1/3または1/6を軽減(所得制限あり)

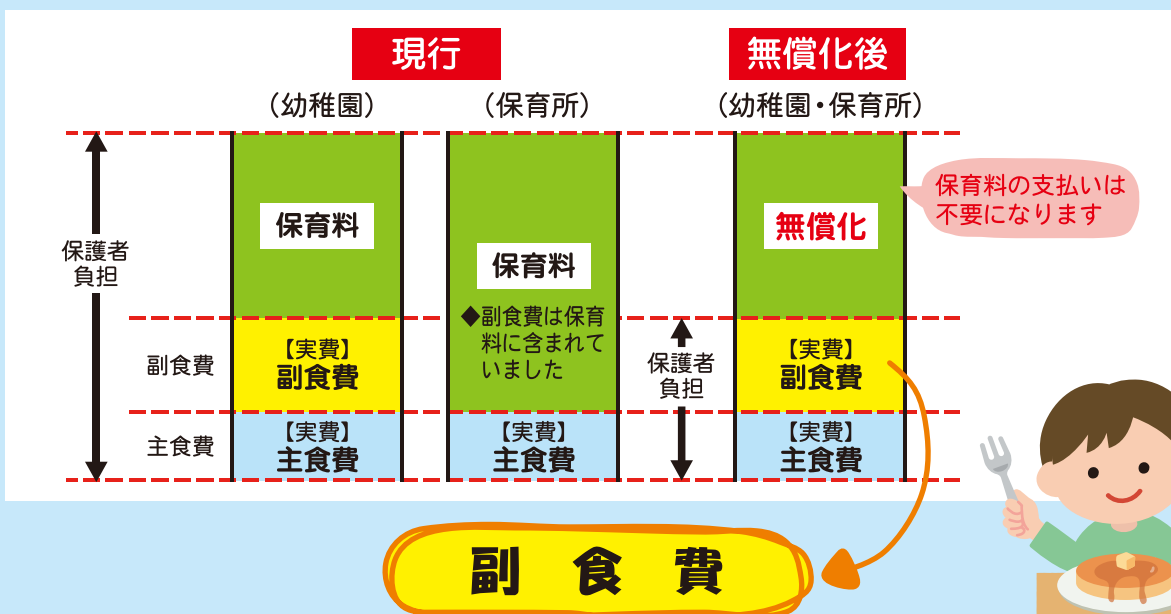
◎第3子以降軽減 大田市独自制度

出生順位で第3子以降の保育料を無償化

大田市役所

健康福祉部 子育て支援課
教育部 総務課

3歳以上のお子さんの給食費(主食費・副食費)について



3歳以上の保育所に入所しているお子さんの副食費（給食の食材料・おやつ・牛乳・お茶代）については、これまで保育料に含まれていましたが、**無償化後は直接保育所等に副食費をお支払いいただくこととなります。**（幼稚園・認定こども園に通っているお子さんや保育所に入所している3歳未満のお子さんについては、これまでと変更ありません）

	幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)		保育所等			
	現行	無償化後 (10月～)	3歳以上		3歳未満	
	現行	無償化後 (10月～)	現行	無償化後 (10月～)	現行	無償化後 (10月～)
副食費	園に支払う	現行どおり	保育料に含まれる	園に支払う	保育料に含まれる	現行どおり (市町村民税非課税世帯は無償)

副食費の免除

次の場合は副食費の支払いが免除となります。



副食費が免除となるのは

- 年収360万円未満相当の世帯のお子さん
- 出生順位が第3子以降のお子さん



大田市独自の制度で、3人目以降のお子さんは全員副食費が無料になるよ！

大田市独自の制度です

1 多子世帯への支援拡充【多子世帯副食費補助事業】

大田市では、国の副食費免除基準を拡大し、全ての第3子以降のお子さんの副食費を免除することで、子育て支援の更なる充実に努めます。

2 『食』の充実【子どものためのすくすく「食」支援事業】

大田市では、3歳以上のお子さんの人数に応じ、各園に対して副食費の一部補助を行うことで、『食』を通じたお子さんの健全な心身の発達を図ります。

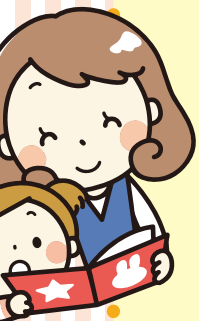
幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用するお子さん

幼稚園等の預かり保育を利用する場合

●保育の必要性(※)がある3歳以上のお子さんにかかる利用料が無償化

*ひと月11,300円まで無償

*満3歳から最初の3月31日までの間にあるお子さんは、市町村民税非課税世帯のみ、ひと月16,300円まで無償



幼稚園・保育所等を利用していないお子さん(在宅のお子さん)

認可外保育施設等を利用する場合

●保育の必要性(※)があるお子さんにかかる保育料・利用料が無償化

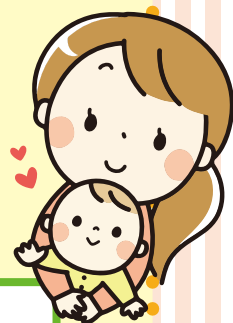
(保育所等に入所しているお子さんについては本サービスは無償になりません)

*3歳以上のお子さんは全サービスを合計して、ひと月37,000円まで無償

*3歳未満のお子さんとは満3歳から最初の3月31日までの間にあるお子さんは、市町村民税非課税世帯のみ、全サービスを合計して、ひと月42,000円まで無償

認可外保育施設等とは

認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター(送迎のみは対象外)、病児保育、子ども・子育て支援法に基づく保育所一時預かり



(※) 無償で上記サービスを利用する場合は「保育の必要性」の認定を受ける必要があります

両親どちらも以下の要件のいずれかに該当する場合、無償化対象施設・サービスの利用料が月額上限額の範囲内で無償になります。

- ・月48時間以上就労することを常態としているかた
- ・出産予定月の前後2ヵ月の間のかた
- ・長期にわたる病気やけが、または障がいのあるかた
- ・病気または障がいのある同居親族を常に看護・介護しているかた
- ・就労を目的とした就学、職業訓練中のかた
- ・その他市長が必要と認めるかた

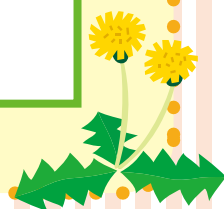
該当する場合は、利用前に認定申請が必要となりますので、事前に手続きをしてください。

◎幼稚園の預かり保育

大田市役所 教育部 総務課 総務管理係 ☎0854-83-8121

◎認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育、認可外保育施設等

大田市役所 健康福祉部 子育て支援課 保育所係 ☎0854-83-8149



障がい児通所施設・入所施設を利用するお子さん

- 就学前の障がい児の発達支援(下記対象サービス)を利用する3歳以上(3歳になった最初の4月から就学するまで)のお子さんにかかる利用者負担が無償化
 - *利用者負担以外の費用(医療費や食費等の現在実費で負担しているもの)は無償になりません
 - *幼稚園・保育所・認定こども園と下記対象サービスの両方を利用する場合は、ともに無償になります
 - *無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません
 - *市町村民税非課税世帯の3歳未満のお子さんはこれまでどおり無償です

対象施設・サービス

- ・児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
- ・福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設

お問い合わせ：大田市役所 健康福祉部 地域福祉課 障がい者福祉係 ☎0854-83-8142

子育てアプリ おおだっこ

いつでもどこでも簡単に最新の子育て情報をゲット！
電子母子健康手帳機能でお子さんの予防接種や健康データの記録・管理もできます。また、ご家族でお子さんの成長記録を共有することもできます。便利な機能がたくさんあるので、ぜひアプリをインストールしてご活用ください。



App Store用



google play用



web版

※web版は外国語にも対応しています

お問い合わせ

幼稚園に関することは

大田市役所 教育部 総務課 総務管理係 ☎0854-83-8121

認定こども園・保育所等に関することは

大田市役所 健康福祉部 子育て支援課 子育て企画係 ☎0854-83-8107

保育所係 ☎0854-83-8149